

上益城地域における エネルギー回収施設等設置事業の 進捗および概要について

計画されている事業について

【事業名称】 上益城地域における エネルギー回収施設等設置事業

本事業は、民間事業者が御船町上野に整備・運営を予定しているごみ処理施設で、【上益城5町の一般廃棄物(家庭ゴミ等)】と【主に県内で発生する産業廃棄物】を処理し、処理過程で発生する熱エネルギーやメタンガスを利用して発電等を行う計画です。

▼事業用地は、上益城広域連合※が事業者の有償で貸し付けます。

▼本事業では最終処分場は整備しないため、事業地での埋め立て処分は行われません。

※上益城広域連合とは
上益城5町で構成する特別地方公共団体

取組み経緯・進捗

5町では、平成27年度から一般廃棄物の広域処理に向けた取り組み(従来計画)を進めていきましたが、令和3年3月以降、民間事業者から産業廃棄物処理を含む新たな計画の提案を受け、検討が開始されました(下表参照)。

現在、事業は環境アセスメント手続(準備書段階)中ですが、令和8年度中ごろに予定される評価書の公表をもって環境アセスメントが終了する予定です。

主な取組み経緯

令和2年まで	平成27年に策定した一般廃棄物広域処理基本計画(従来計画)に基づき、令和2年に上益城広域連合が事業用地の取得を開始
令和3年3月	民間事業者(石坂グループ・大栄環境)が、熊本県を通して5町長に事業計画(概要)を提案
令和3年10月	事業者と協議を開始するため確認書(覚書)を締結
令和4年3月	5町は、事業者の提案事業が5町の課題を解決する事業であること等を確認したため、環境アセスメントの実施等に向けた方針等を定めた基本協定書を締結 ※基本協定書に「環境アセスメントの結果を踏まえ、5町が本事業の計画を適切であると判断した場合に、改めて事業者と環境保全協定等を締結する」旨を明記
令和4年5月	事業者が(株)シムファイブスを設立
令和5年1月	事業者が環境アセスメント手続を開始 ①配慮書段階：令和5年1月～ ②方法書段階：令和5年7月～ ③準備書段階：令和7年11月～ ※各段階で、説明会や意見の募集が行われています

事業の概要(令和7年11月時点)

廃棄物処理施設の種類と1日平均取扱量

施設の種類	1日平均取扱量
焼却施設(発電あり)	400t/日
破碎・分別施設	200t/日
メタン発酵施設(発電あり)	30t/日
堆肥化施設	60t/日

※最終(埋立)処分場とし尿処理施設は整備しない

処理する廃棄物

●主に県内で発生する産業廃棄物

※医療系可燃廃棄物以外の特別管理産業廃棄物は取り扱わない

●上益城5町の一般廃棄物

●災害廃棄物

準備書に示された事業スケジュール(予定)

令和8年度中ごろ	環境アセスメント評価書の公表 各種許可手続き
令和9年度中ごろ	工事着手
令和13年4月	施設供用開始

※本スケジュールは現時点での予定であり、今後の手続き等により変更になる可能性があります

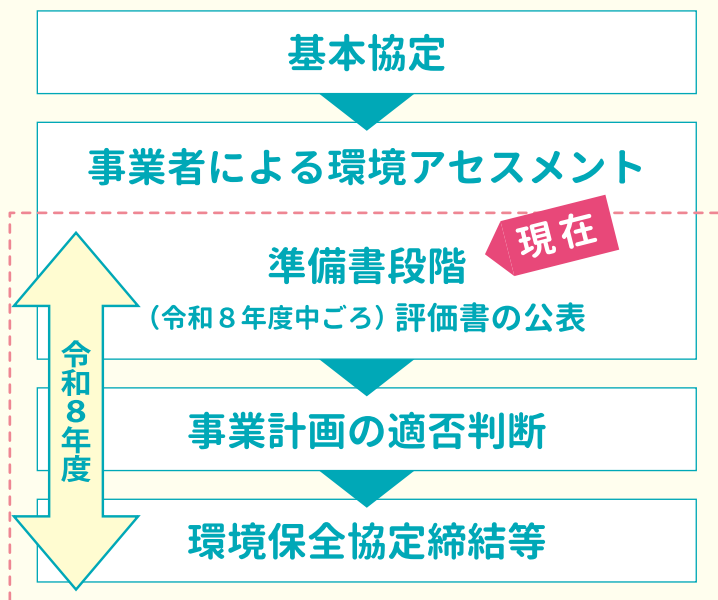
本事業による町のメリット(従来計画との比較)

- ▶従来計画の施設整備にかかる約156億円(5町負担約72億円※令和元年ごろに試算した金額)が不要となる
- ▶処理にかかる費用は同等または軽減される
- ▶造成工事は上益城広域連合が行うが用地の貸付収入を得られる
- ▶最終処分場を整備しないため埋め立て処分に伴う環境面の懸念がない

今後の5町の取組

今年度の5町の取組み

本事業については、令和3年度に5町と事業者が締結した「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」に基づき、事業者が行う環境アセスメントの結果を踏まえ、5町が本事業の計画を適切であると判断した場合に、改めて事業者と環境保全協定等を締結することとなります。



環境アセスメント(環境影響評価)とは、
道路、ダム、空港などの大規模な開発事業が環境に及ぼす影響を、事業者自らが事前に調査・予測・評価し、住民や地方公共団体の意見を聴きながら環境保全への配慮を行う制度。

事業計画の適否判断に関する方針

適否判断の方針

事業計画が適切であるかどうか(適否判断)については、事業者が環境アセスメントを通して検討した事業計画・評価書の内容等を確認したうえで、5町の町長で構成する会議で総合的に判断します。

※評価書には、事業計画の概要や、事業を実施した場合の大気質、土壌、交通等への影響に関する予測・評価結果、事業者が行う環境保全対策等が掲載され、縦覧に供されます。

適否判断にあたり5町が確認する内容

- ①【周辺環境への適切な配慮】
著しい環境影響の有無、
必要な対策の検討状況。
- ②【5町の一般廃棄物処理に係る財源負担】
従来計画のごみ処理単価等と比較。
- ③【環境保全対策の
実現性およびその他課題に対する方針】
評価書で検討された環境保全対策の実現性やその他事業実施に向けた重要な課題等に対する方針。

報告会の開催

報告会の開催

5町では、令和8年度以降、年間を通して各町議会議員を対象とした報告会を開催し、本事業に関する5町の検討状況・取り決め事項等を報告・説明します。

報告会の名称

上益城廃棄物処理施設整備事業に関する議会報告会

対象・町議会議員

報告会は、各町・上益城広域連合がそれぞれにおいて開催します。(甲佐町では、甲佐町議会議員を対象に開催)

※上益城広域連合では、連合議員(各町から選出された議員)および各町の正副議長を対象に開催

第1回報告会の日程

令和8年6月議会初日(全員協議会において報告)

場所・甲佐町議会棟(議場)

※報告会は、原則として傍聴を可とする予定です。

報告会内容の公表

町ホームページ等で報告会の内容(資料、質疑応答の概要等)を随時公表します。

【お問い合わせ先】

町環境衛生課 ☎096・234・1169